

証券コード 9696  
平成29年6月8日

## 株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目6番2号  
KFセンタービル

**株式会社 ウィザス**  
代表取締役社長 生 駒 富 男

### 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻は、午前9時を予定しております。）
2. 場 所 大阪市中央区西心斎橋1丁目3番3号  
ホテル日航大阪7階「フォントナ」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第41期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第41期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.with-us.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景に、緩やかな回復基調が見られましたが、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化や英国のEU離脱、米国の新政権発足に伴う経済動向など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、少子化傾向の継続する中、同業他社との競争激化とともに、サービス形態の多様化や業態を越えた競争もあり、依然として厳しい経営環境にあります。

このような中、当社グループでは「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンに基づき、サービス品質向上に注力するとともに、時代の変化に対応した商品の提供や業態開発を通じて、顧客へのサービス力向上に努めてまいりました。

中核事業である学習塾事業及び高校・キャリア支援事業の持続的成長を目指し、地域シェアを高めるためドミナントエリア強化に邁進し、新規11校の出店(1校は子会社化)と移転3校、増床1校の設備増強とともに、統廃合8校のスクラップ&ビルドを実施しております。また、サービス形態の多様化への対応として4技能習得型(聞く、話す、読む、書く)英語学習の推進、時代のニーズを先取りした小学生からのプログラミング・スクールの設置、ICTを活用した映像・音声による教育サービスの拡充、スペシャリスト育成を図る異業種パートナーとの提携等の施策を実施してまいりました。

更に、今後の事業領域の拡大策として、ICT教育ソリューションの展開、インバウンド型日本語教育サービス、通訳・翻訳等のランゲージサービス分野への進出を果たしております。当連結会計年度においては、名古屋で日本語教育サービスを提供する株式会社エヌ・アイ・エス(I. C. NAGOYA)に引き続き、通訳・翻訳及び高度人材派遣サービスを提供する株式会社吉香、福岡・東京で日本語教育サービスを展開する株式会社Genki GlobalをM&Aにより、完全子会社といたしました。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

### (学習塾事業)

学習塾事業につきましては、独自の意欲喚起教育EMS (The Educational Method of Self-motivation) を更に進化させ、プラスサイクル学習法を徹底するとともに、授業品質向上のための研修強化等の施策を推進し、競合力の強化と人材の育成に注力してまいりました。また、従来の指導形態に加え、英語力の強化対策として速読英語やオンライン小学生英語コースの拡充、公立中高一貫校受験対策コースの設置、完全個別制による医系専門予備校MedSUR(メッドシュール)の設置、小学生理科実験教室(サイエンティスト・スクール)やプログラミング・スクール等の魅力あるオプションコースの設置等、時代の変化に対応した業態開発を行ってまいりました。

なお、当連結会計年度の校舎数は新規出校9校・移転3校・統廃合7校を実施し、172校となりました。生徒数は、前期末に5校の統廃合を実施した影響もあり、期中平均生徒数は18,657名(前年同期比3.2%減)となりました。

これらの結果、売上高は80億68百万円(同0.2%増)、営業利益(セグメント利益)は10億13百万円(同21.3%減)となりました。

### (高校・キャリア支援事業)

高校・キャリア支援事業につきましては、通信制高校としての特色を活かし、ICT教育を推進しており、全生徒を対象にタブレット端末を貸与し、映像・音声による授業配信とともに、タブレット上でのレポート作成・提出・進捗管理を一体的に行っております。授業内容も年々高度化しており、生徒の「学習意欲の向上」と「学力の定着」を目的に、アクティブラーニングの手法を取り入れた教育を展開しております。その取り組みが評価され、eラーニングアワード2016フォーラムにおいて、「第13回日本eラーニング大賞『EdTech特別部門賞』」を受賞しております。また、社会に出たときに必要となるコミュニケーション力や課題発見力を養うことを目的とした「グローバルスタンダード」と「ダイバーシティ」をテーマにした「社会とつながる講座」が評価され、今回、キリーロバ・ナー ज्या講師に担当していただいた授業「違うからこそ面白い!」が評価され、独立行政法人国際協力機構(JICA)主催 グローバル教育コンクール2016「グローバル教育取り組み」部門において、「審査員特別賞」を受賞しております。

なお、当連結会計年度の校舎数は新規2校(1校は子会社化)・統廃合1校を実施し、38校となりました。生徒数は、通信制高校生が増加したことと、日本語教育サービスの株式会社エヌ・アイ・エスが堅調に推移し、当期より本格的に寄与したことから、期中平均生徒数は6,747名(前年同期比6.5%増)となりました。

これらの結果、売上高は44億81百万円(同7.2%増)、営業利益(セグメント利益)は6億67百万円(同5.2%減)となりました。

第4四半期連結会計期間に完全子会社化したしました日本語教育サービスを展開する株式会社Genki Globalにつきましては、次期より業績に寄与いたします。

#### (その他)

その他につきましては、主に、幼児教育、広告事業、ICT教育・能力開発事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業・ランゲージサービス事業に係る業績を計上しており、売上高は17億64百万円(前年同期比21.8%増)、営業利益(セグメント利益)は93百万円(同10.8%減)となりました。

なお、第2四半期連結会計期間に株式会社吉香を完全子会社とし、当社グループとしては通訳、翻訳及びスペシャリスト派遣等のランゲージサービス事業に進出しております。

同社は通訳・翻訳事業の分野で、国際的に非常に高い評価を受けており、世界90言語に対応できるスペシャリストを抱え、トランプ大統領就任式やオバマ大統領の広島演説、安倍首相・オバマ大統領の真珠湾スピーチ、イチローの記録達成インタビューなど、在京テレビ局を中心に同時通訳や映像翻訳等を行っております。当連結会計年度の業績としては第4四半期連結会計期間より寄与しております。

以上の結果としまして、先行投資とはなりますが、次代に向けた成長戦略実行のため、これらの施策を実施してまいりました結果、当連結会計年度の売上高は143億13百万円(前年同期比4.6%増)、営業利益は6億29百万円(同44.8%減)、経常利益は6億53百万円(同44.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億12百万円(同79.2%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額（有形固定資産の他ソフトウェア等の無形固定資産を含む）は3億80百万円であります。

学習塾事業では、新規開校投資として48百万円、校舎の移転投資として51百万円、校舎のリニューアル等（増床含む）により53百万円、また顧客管理システム構築費用として4百万円を支出しております。

高校・キャリア支援事業では、キャンパスの新規開校投資として16百万円、校舎のリニューアル等（増床含む）により19百万円、IT関連の設備投資費用等として4百万円を支出しております。

その他では、連結子会社における新規ソフトウェアの開発投資等として78百万円及び支社移転により1百万円を支出しております。

また、報告セグメントに分類されない本社管理部門で、IT関連機器のリース等により100百万円を支出しております。

報告セグメント別での設備投資の総額は、学習塾事業で158百万円、高校・キャリア支援事業で40百万円、その他で79百万円、報告セグメントに分類されない全社部門で100百万円となりました。

## (3) 資金調達の状況

前項設備投資に係る所要資金は、自己資金により充当しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 の状況

「(10) 重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

## (8) 対処すべき課題

今後の当業界を取り巻く経営環境は、企業収益の回復や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復傾向が続くものの個人消費の回復は力強さに欠け、企業間競争の激化や先行き不透明感等、引き続き厳しい状況が続くものと思われま

す。このような中、当社グループの対処すべき課題としまして、①顧客満足度の向上、②サービス品質の強化、③商品の再構築と業態開発、④事業領域の拡大、⑤人材育成とマネジメントの強化、⑥グループシナジーの再構築に継続して取組んでまいります。

次期は、中核事業である学習塾事業及び高校・キャリア支援事業では、顧客接遇時間の拡大とプラスサイクル学習の浸透、顧客満足度向上のための指導研修の強化、ICT活用による教員サポート・システムの拡充、映像配信授業の品質向上等の施策を推進するとともに、過去最大規模の新規17校の出店(うち2校は子会社化による)を計画しており、グループ全体の成長に寄与してまいります。また、グローバル化への対応として当連結会計年度より当社グループに参入いたしました通訳、翻訳及びスペシャリスト派遣等のランゲージサービスを展開する株式会社吉香と日本語教育サービスを展開する株式会社Genki Globalが事業領域の拡大に繋がり、業績的にも次期より本格的に寄与いたしますので、グループシナジー効果を早期に実現し、今後の英語教育の変革に対応すべく、日本を代表する通訳者や翻訳者の協力の下、独自の英語教育の構築を目指します。

今後也多層の人々に多様な教育サービスを提供し続けることにより、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様の変わらぬご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別			
	第38期 平成25年度	第39期 平成26年度	第40期 平成27年度	第41期 (当連結会計年度) 平成28年度
売 上 高 (千円)	14,264,992	13,819,927	13,679,118	14,313,764
経 常 利 益 (千円)	85,995	1,029,936	1,167,559	653,283
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は当期純損失) (千円)	△40,773	362,826	540,604	112,621
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失) (円)	△4.05	36.06	53.73	11.19
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	53.59	11.12
総 資 産 額 (千円)	12,505,954	12,489,948	11,800,874	12,652,147
純 資 産 額 (千円)	4,039,933	4,509,689	4,966,283	4,939,110
1株当たり純資産額 (円)	381.56	426.70	457.24	449.95

- (注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
- (注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。
- (注3) 第38期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (ご参考) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第38期 平成25年度	第39期 平成26年度	第40期 平成27年度	第41期 (当事業年度) 平成28年度
売 上 高 (千円)	11,961,660	11,474,496	11,416,410	11,475,257
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	△77,888	937,337	913,124	504,635
当 期 純 利 益 (千円)	19,009	317,041	436,985	81,372
1株当たり当期純利益 (円)	1.89	31.51	43.43	8.09
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	-	-	43.32	8.03
総 資 産 額 (千円)	11,573,463	11,470,375	10,548,241	10,763,891
純 資 産 額 (千円)	3,770,367	4,012,824	4,248,765	4,225,905
1株当たり純資産額 (円)	374.70	398.80	421.37	417.71

- (注1) 千円未満は切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに1株当たり純資産額は小数点第3位を四捨五入して表示しております。
- (注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。また、株式数は自己株式を控除して算出しております。
- (注3) 第39期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 プ リ ー ズ	93百万円	100.0%	広 告 事 業
株 式 会 社 佑 学 社	53百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 エヌ・アイ・エス	52百万円	100.0%	日 本 語 教 育 事 業
株 式 会 社 学 習 受 験 社	25百万円	100.0%	学 習 塾 事 業
株 式 会 社 吉 香	20百万円	100.0%	ラ ン ゲ ー ジ サ ー ビ ス 事 業
株 式 会 社 Genki Global	1百万円	100.0%	日 本 語 教 育 事 業
株 式 会 社 レビックグローバル	60百万円	94.57%	企 業 内 研 修 ポ ー タ ル サ イ ト ・ コ ン テ ン ツ 開 発 販 売 事 業
株 式 会 社 S R J	65百万円	41.45% (11.45%)	I C T 教 育 ・ 能 力 開 発 事 業

(注1) 議決権比率の( )は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外書しております。

(注2) 平成28年4月5日に株式会社エヌ・アイ・エスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(注3) 平成28年7月27日に株式会社吉香の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(注4) 平成29年1月27日に株式会社Genki Globalの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは総合教育サービス企業として、次の教育サービスを主たる事業として営んでおります。

- ① 幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導並びに能力開発指導と独自の意欲喚起教育（EMS）を用いた学力指導を行う「学習塾事業」
- ② 広域通信・単位制高等学校の運営や社会人対象の資格取得及び高等学校卒業程度認定試験（高認）合格のための受験指導を行う「高校・キャリア支援事業」

## (12) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

### ① 主要な事業所

本社	大阪府中央区
東京本部	東京都港区
事業拠点	合計190カ所

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
学習塾事業	大阪府	松原天美校、堺初芝校、瓢箪山校、金剛校、百舌鳥校、他	126
	京都府	宇治小倉校、京田辺校	2
	奈良県	学園前校、王寺校、ファロス天理駅前教室、他	5
	兵庫県	武庫之荘校、ファロス逆瀬川駅前教室、他	9
	和歌山県	南海和歌山市駅校、紀ノ川校、ファロス南海和歌山市駅教室	3
	広島県	広島本部校	1
小計	6府県		146
高校・キャリア支援事業	東京都	町田校、立川校、東京四ツ谷校、秋葉原校	4
	千葉県	千葉校、柏校	2
	神奈川県	横浜校	1
	埼玉県	埼玉校	1
	山梨県	甲府校	1
	栃木県	宇都宮校	1
	群馬県	高崎校	1
	茨城県	第一学院高等学校高萩校	1
	北海道	札幌校	1
	宮城県	仙台校	1
	秋田県	秋田校	1
	岩手県	盛岡校	1
	新潟県	新潟校	1

事業区分	所在地	事業拠点名	拠点数
高校・キャリア支援事業	福島県	郡山校	1
	静岡県	静岡校、浜松校	2
	長野県	長野校	1
	富山県	富山校	1
	石川県	金沢校	1
	愛知県	名古屋校、豊橋校	2
	三重県	四日市校	1
	京都府	京都校	1
	大阪府	大阪校	1
	奈良県	奈良校	1
	兵庫県	神戸校、第一学院高等学校養父校	2
	岡山県	岡山校	1
	広島県	広島校	1
	愛媛県	松山校	1
	福岡県	博多校、小倉校	2
熊本県	熊本校	1	
小計	29都道府県		37
その他	大阪府	高槻校、千里中央校、和泉のぞみ野校、岸和田校	4
	兵庫県	西宮校、宝塚校、御影校	3
小計	2府県		7
合計	30都道府県		190

② 主要な子会社の事業所（本店所在地）

株式会社ブリーズ	大阪市中央区
株式会社佑学社	大阪市生野区
株式会社エヌ・アイ・エス	名古屋市中村区
株式会社学習受験社	福岡市中央区
株式会社吉香	東京都千代田区
株式会社Genki Global	福岡市博多区
株式会社レビックグローバル	東京都港区
株式会社S R J	東京都中央区

### (13) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	545名	41名増	41.6才	12.4年
女 性	234名	95名増	38.4才	6.6年
計または平均	779名	136名増	40.7才	10.7年

(注1) 当社の従業員数は496名（男性402名、女性94名）であります。

(注2) 上記のほか、非常勤講師1,837名及びパートタイマー359名（平成29年3月31日現在）がおりますが、すべて当社の臨時従業員であります。

### (14) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	252,828千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	250,000千円
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	138,263千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	130,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	76,437千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 三 重 銀 行	42,753千円

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,760,000株
- ② 発行済株式の総数 10,062,272株（自己株式377,728株を除く。）
- ③ 株主数 3,605名
- ④ 1単元の株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ヒントアンドヒット	1,238千株	12.30%
株式会社増進会出版社	626	6.22
ウィザース社員持株会	547	5.44
堀 川 直 人	466	4.63
堀 川 明 人	466	4.63
堀 川 一 晃	271	2.69
株式会社明光ネットワークジャパン	267	2.66
株式会社みずほ銀行	267	2.65
株式会社市進ホールディングス	220	2.18
日本生命保険相互会社	217	2.15

（注1）当社は、自己株式を377,728株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

（注2）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注3）平成29年3月31日現在の株主名簿によるものであります。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権		
発行決議日		平成27年6月25日	平成28年6月24日		
新株予約権の数		330個	455個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 45,500株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)		
権利行使期間		平成27年7月25日から 平成47年7月24日まで	平成28年7月26日から 平成48年7月25日まで		
行使の条件		(注)	(注)		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	330個	新株予約権の数	455個
		目的となる株式数	33,000株	目的となる株式数	45,500株
		保有者数	4名	保有者数	4名
	社外取締役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—	目的となる株式数	—
		保有者数	—	保有者数	—
	監査役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—	目的となる株式数	—
		保有者数	—	保有者数	—

#### (注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役、監査役、顧問、理事、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限

り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内に限り新株予約権を行使できるものとする。但し、別途定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した  
新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		平成28年6月24日	
新株予約権の数		58個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,800株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
権利行使期間		平成28年7月26日から 平成48年7月25日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	58個
		目的となる株式数	5,800株
		保有者数	2名
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—
		保有者数	—

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、取締役、監査役、顧問、理事、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間以内に限り新株予約権を行使できる

ものとする。但し、別途定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	い 生 駒 とみ お 富 男	㈱吉香 代表取締役 ㈱エヌ・アイ・エス 取締役 ㈱Genki Global 取締役
常務取締役	い 井 尻 よし あき 芳 晃	統括支援本部長 ㈱学習受験社 取締役 ㈱吉香 取締役 ㈱Genki Global 取締役 ㈱SRJ 取締役 ㈱レビックグローバル 非業務執行取締役
取締役	おお 太 田 よし くに 善 邦	第一教育本部長 ㈱SRJ 取締役
取締役	たけ 竹 した じゅん じ 下 淳 司	第二教育本部長 ㈱エヌ・アイ・エス 取締役
取締役	てつ ばやし おさむ 鉄 林 修	井村屋㈱常勤顧問
常勤監査役	こ ばやし ひろ あき 小 林 博 明	
監査役	すみ 住 た ひろ こと 田 裕 子	弁護士 エビス法律事務所 代表 ㈱アイディーエス 社外取締役 ㈱東京スター銀行 社外取締役 特定非営利活動法人長寿安心会 代表理事 内閣官房情報保全諮問会議構成員
監査役	わか まつ ひろ ゆき 若 松 弘 之	公認会計士・税理士 公認会計士若松弘之事務所 代表 千葉県行政改革審議会 委員 千葉県コンプライアンス委員会 委員 ㈱ミクシィ 社外監査役 バイオニア㈱ 社外監査役

(注1) 取締役鉄林修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注3) 監査役住田裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士活動を通じ、企業を統治する十分な見識を有するものであります。

(注4) 監査役住田裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注5) 監査役若松弘之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

## (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額	摘 要
取 締 役	5名	89,020千円	うち社外1名 4,200千円
監 査 役	3名	18,060千円	うち社外2名 7,200千円
計	8名	107,080千円	

(注1) 報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第22回定時株主総会において取締役は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役は50,000千円以内と決議いただいております。

(注2) 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役4名 12,340千円(社外取締役除く)

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役鉄林修氏は、井村屋株式会社の常勤顧問であります。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

監査役住田裕子氏は、エビス法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役住田裕子氏は、株式会社アイディーエス、株式会社東京スター銀行では社外取締役を、特定非営利活動法人長寿安心会では代表理事を、内閣官房情報保全諮問会議構成員を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

監査役若松弘之氏は、公認会計士若松弘之事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。また、監査役若松弘之氏は、千葉県行政改革審議会委員、千葉県コンプライアンス委員会委員、株式会社ミクシィ社外監査役、パイオニア株式会社社外監査役を兼職しておりますが、当社と各法人等との間には特別の利害関係はありません。

- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者また業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

- ③ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 (20回)	監査役会 (13回)
取 締 役	鉄 林 修	20回	—
監 査 役	住 田 裕 子	18回	12回
監 査 役	若 松 弘 之	19回	13回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鉄林修氏は、長年にわたるマーケティングや海外での事業経営、事業戦略の豊富な経験と、人事や総務といった管理部門での経験を通じて、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、監査役住田裕子氏及び監査役若松弘之氏は、弁護士、公認会計士・税理士としてそれぞれ専門的な見地から諸課題に対して発言するほか、常勤監査役（取締役会及びその他重要会議に出席）とは、平時において監査役としての指摘、確認事案が発生すれば、その都度検討を行い、監査役会としての意見を形成しております。

- ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外役員の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

30,000千円

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額は合計額で記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### イ. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）の取締役会決議の内容及び当該体制の運用状況は次のとおりであります。（最終改定 平成27年4月30日）

## (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。
- ② 取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役会間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③ 監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。
- ⑤ 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ① 「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整理・保存する。
- ② 前号の文書又は電磁的媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることができる状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し、適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

- ② リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ④ 監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### **(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。
- ② 各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

#### **(5) その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社への報告を求めることにより、各子会社の経営管理を行う。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
- ③ 当社及び当社子会社間において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一化を図り、情報の共有化を行う。
- ④ 年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や運営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。
- ⑤ 監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- ⑥ 当社子会社においても、「社内通報保護規程」を適用する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）を指名することができる。

**(7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
- ③ 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
- ④ 監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室や会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。
- ⑤ 当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑥ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
- ⑦ 監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。

## (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)から(8)の業務の適正を確保するための体制について、当社は、その整備及び運用状況について、監査役及び内部統制監査室がモニタリングにて継続的に確認するなど調査を実施しております。また、確認・調査の結果問題点や課題が判明した場合は、コンプライアンス委員会を通じて取締役会にその内容を報告しております。

なお、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」についても内部統制監査室が各部門と連携して実施しております。

## ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成20年12月17日開催の取締役会におきまして、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備」を決議いたしました。社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係を有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

## (2) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念と「1／1の教育」という教育理念の下、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究しております。具体的には、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の強化を図るとともに、WEB、ICT等を活用した新たな教育サービス・教育コンテンツを提供する事業を開始し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業づくりを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一環として、弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め（平成27年4月に一部改定）、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月16日開催の当社取締役会において(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「旧対応策」といいます。)の導入を決議いたしました。その後、当社は経済産業省企業価値研究会をはじめとする買収防衛策に関する議論等の動向等を踏まえ、基本方針を一部変更するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧対応策を一部修正した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本対応策」といいます。)を3年間更新することについて平成23年6月24日、平成26年6月26日開催の定時株主総会でそれぞれ株主の皆様の承認を得ました。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にて提出を求めます。次に、当社取締役会が意向表明書受領後、10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様(以下「大規模買付情報」といいます。)の60日以内の提供を大規模買付者に求めます。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合または大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成26年6月26日開催の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されております。以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・証券取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

#### (4) 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

(2) に記載した中長期的な経営計画に基づく取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは、単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、(3) に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策の継続及び廃止は株主の皆様のご意思に沿うものとなっていること、本対応策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができること、対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、当社取締役会はこれを最大限尊重することとし、加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するなど、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれており、この点からも本対応策が基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであります。

※本対応策は平成29年6月23日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成29年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本対応策の一部を変更したうえで、更新することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第4号議案（49頁から79頁まで）、または当社ウェブサイト（<http://www.with-us.co.jp/>）をご覧ください。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつと考えております。

当社は、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保金を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を積極的に行い、安定配当することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。すでに、平成28年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり6円とあわせまして、年間配当金は1株当たり16円となります。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,568,479</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,454,423</b>
現金及び預金	4,361,037	買掛金	327,264
売掛金	292,464	短期借入金	700,000
授業料等未収入金	394,931	一年内償還予定社債	80,000
商品及び製品	32,358	一年内返済予定長期借入金	116,789
教 材	37,229	リ ー ス 債 務	29,238
原材料及び貯蔵品	6,401	未 払 金	459,788
繰延税金資産	127,618	未払法人税等	248,876
そ の 他	326,238	未払消費税等	119,918
貸倒引当金	△9,802	前 受 金	2,932,706
<b>固定資産</b>	<b>7,083,668</b>	賞 与 引 当 金	183,079
<b>有形固定資産</b>	<b>2,873,686</b>	資産除去債務	13,055
建物及び構築物	2,243,582	そ の 他	243,707
土 地	507,019	<b>固定負債</b>	<b>2,258,613</b>
リ ー ス 資 産	38,699	社 債	40,000
建設仮勘定	1,669	長期借入金	267,419
そ の 他	82,716	リ ー ス 債 務	108,681
<b>無形固定資産</b>	<b>1,074,041</b>	退職給付に係る負債	933,462
ソフトウェア	245,669	役員退職慰労引当金	20,613
の れ ん	599,755	資産除去債務	700,218
そ の 他	228,616	そ の 他	188,218
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,135,940</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,713,036</b>
投資有価証券	814,046	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	83,246	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,555,285</b>
差入保証金及び敷金	1,184,967	資 本 金	1,299,375
繰延税金資産	340,365	資 本 剩 余 金	1,527,761
保 険 積 立 金	625,019	利 益 剩 余 金	1,871,873
退職給付に係る資産	2,094	自 己 株 式	△143,724
そ の 他	127,460	その他の包括利益累計額	△27,773
貸倒引当金	△41,261	その他有価証券評価差額金	174,960
<b>資産合計</b>	<b>12,652,147</b>	土地再評価差額金	△282,354
		退職給付に係る調整累計額	79,620
		<b>新株予約権</b>	<b>22,757</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>388,841</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,939,110</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>12,652,147</b>

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売上高		14,313,764
II. 売上原価		10,287,127
売上総利益		4,026,637
III. 販売費及び一般管理費		3,396,753
営業利益		629,884
IV. 営業外収益		
受取利息	9,391	
受取配当金	14,741	
イペント協力の金収入	4,398	
その他	22,559	51,091
V. 営業外費用		
支払利息	8,350	
持分法による投資損失	8,846	
その他	10,495	27,692
経常利益		653,283
VI. 特別利益		
固定資産売却益	11,226	
投資有価証券売却益	2,323	
持分変動利益	28,310	
受取補償金	32,680	74,540
VII. 特別損失		
固定資産売却損	11,829	
固定資産除却損	3,961	
減損損	275,551	
投資有価証券評価損	23,227	314,570
税金等調整前当期純利益		413,254
法人税、住民税及び事業税	279,148	
法人税等調整額	△21,381	257,766
当期純利益		155,487
非支配株主に帰属する当期純利益		42,866
親会社株主に帰属する当期純利益		112,621

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日残高	1,299,375	1,527,761	2,106,672	△143,724	4,790,084
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△140,871		△140,871
親会社株主に帰属する当期純利益			112,621		112,621
持分法適用範囲の変動			△34,473		△34,473
土地再評価差額金の取崩			△172,074		△172,074
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△234,799	-	△234,799
平成29年3月31日残高	1,299,375	1,527,761	1,871,873	△143,724	4,555,285

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成28年4月1日残高	151,531	△454,429	113,651	△189,246	8,844	356,600	4,966,283
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△140,871
親会社株主に帰属する当期純利益							112,621
持分法適用範囲の変動							△34,473
土地再評価差額金の取崩							△172,074
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	23,429	172,074	△34,031	161,472	13,913	32,240	207,626
連結会計年度中の変動額合計	23,429	172,074	△34,031	161,472	13,913	32,240	△27,172
平成29年3月31日残高	174,960	△282,354	79,620	△27,773	22,757	388,841	4,939,110

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社 ウィザス

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 生 越 栄美子 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社ウィザス 監査役会

常勤監査役 小林 博 明 ㊟

監査役 住 田 裕 子 ㊟

監査役 若 松 弘 之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,584,810</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,612,775</b>
現金及び預金	2,787,736	買掛金	39,064
授業料等未収入金	378,531	短期借入金	680,000
商品及び製品	4,642	一年内償還予定社債	80,000
教材	25,567	一年内返済予定長期借入金	80,000
原材料及び貯蔵品	4,916	リース債務	16,370
前払費用	176,049	未払金	509,226
繰延税金資産	83,051	未払費用	71,542
その他	132,204	未払法人税等	173,166
貸倒引当金	△7,889	未払消費税等	53,566
<b>固定資産</b>	<b>7,179,081</b>	前受金	2,682,001
<b>有形固定資産</b>	<b>2,504,383</b>	預り金	55,277
建物	2,011,536	賞与引当金	157,100
構築物	27,084	資産除去債務	9,816
車両運搬具	9	その他	5,641
器具及び備品	59,427	<b>固定負債</b>	<b>1,925,211</b>
土地	371,184	社債	40,000
リース資産	33,471	長期借入金	65,000
建設仮勘定	1,669	リース債務	100,678
<b>無形固定資産</b>	<b>135,171</b>	長期未払金	156,815
ソフトウェア	93,046	長期預り保証金	9,576
リース資産	9,031	退職給付引当金	938,131
その他	33,093	関係会社事業損失引当金	15,387
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,539,526</b>	資産除去債務	599,621
投資有価証券	715,256	<b>負債合計</b>	<b>6,537,986</b>
関係会社株式	1,712,901	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	129,747	<b>株主資本</b>	<b>4,311,245</b>
長期前払費用	19,959	資本金	1,299,375
差入保証金及び敷金	1,068,001	資本剰余金	1,517,213
保険積立金	594,972	資本準備金	1,517,213
繰延税金資産	330,926	利益剰余金	1,638,381
その他	15,700	利益準備金	158,450
貸倒引当金	△47,938	その他利益剰余金	1,479,931
<b>資産合計</b>	<b>10,763,891</b>	繰越利益剰余金	1,479,931
		<b>自己株式</b>	△143,724
		評価・換算差額等	△108,098
		その他有価証券評価差額金	174,256
		土地再評価差額金	△282,354
		<b>新株予約権</b>	22,757
		<b>純資産合計</b>	<b>4,225,905</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,763,891</b>

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I. 売 上 高		11,475,257
II. 売 上 原 価		8,851,850
売 上 総 利 益		2,623,407
III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,214,872
営 業 利 益		408,534
IV. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,858	
有 価 証 券 利 息	7,149	
受 取 配 当 金	23,837	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	31,302	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 益	20,497	
そ の 他	17,975	104,622
V. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,319	
社 債 利 息	1,065	
支 払 手 数 料	1,362	
そ の 他	774	8,521
経 常 利 益		504,635
VI. 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11,226	
受 取 補 償 金	32,680	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,323	46,229
VII. 特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	11,829	
固 定 資 産 除 却 損	3,956	
減 損 損 失	275,551	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,270	311,607
税 引 前 当 期 純 利 益		239,257
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	190,281	
法 人 税 等 調 整 額	△32,396	157,884
当 期 純 利 益		81,372

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)  
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	
		資 準 備 金	本 金	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剩 余 金		
				繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成28年4月1日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,711,505	1,869,955	△143,724	4,542,819	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△140,871	△140,871		△140,871	
当期純利益				81,372	81,372		81,372	
土地再評価差額金の取崩				△172,074	△172,074		△172,074	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の 計	—	—	—	△231,574	△231,574	—	△231,574	
平成29年3月31日残高	1,299,375	1,517,213	158,450	1,479,931	1,638,381	△143,724	4,311,245	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成28年4月1日残高	151,531	△454,429	△302,898	8,844	4,248,765
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△140,871
当期純利益					81,372
土地再評価差額金の取崩					△172,074
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	22,725	172,074	194,800	13,913	208,713
事業年度中の 計	22,725	172,074	194,800	13,913	△22,860
平成29年3月31日残高	174,256	△282,354	△108,098	22,757	4,225,905

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社 ウィザス  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 生 越 栄美子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 川 賢 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィザスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告をうけるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを

確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社ウィザス 監査役会

常 勤 監 査 役 小 林 博 明 ㊟

監 査 役 住 田 裕 子 ㊟

監 査 役 若 松 弘 之 ㊟

(注) 監査役住田裕子及び監査役若松弘之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業展開に備えるため変更案第2条のとおり事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(17) (条文省略) (新 設) <u>(18)</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(17) (現行どおり) <u>(18)職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u> <u>(19)</u> (現行どおり)

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、さらなる経営体制の強化を図るため、新任候補者1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	いこま とみ お 生 駒 富 男 (昭和34年9月22日生)	昭和59年2月 当社入社 平成3年3月 当社教務指導室部長 平成5年3月 当社教務本部副本部長 平成5年6月 当社取締役教務本部副本部長 平成10年4月 当社取締役第一教育事業本部部長 平成11年4月 当社取締役第一教育本部副本部長 平成13年4月 当社取締役第二教育本部教育運営部長 平成13年6月 当社取締役第二教育本部長 平成17年7月 当社常務取締役第二教育本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社吉香代表取締役 株式会社エス・アイ・エス取締役 株式会社Genki Global取締役	9,300株
2	いじり よし あき 井 尻 芳 晃 (昭和31年8月3日生)	昭和58年1月 当社入社 平成3年7月 当社総務部長 平成7年2月 当社総務本部副本部長 平成8年3月 当社総務本部長 平成8年6月 当社取締役総務本部長 平成9年7月 当社常務取締役総務本部長 平成10年4月 当社常務取締役管理統括本部長 平成18年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成22年4月 当社常務取締役経営統括本部長 平成23年4月 当社常務取締役運営支援本部長 平成26年4月 当社常務取締役統括支援本部長 平成29年4月 当社常務取締役経営統括室室長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社吉香取締役 株式会社Genki Global取締役 株式会社SRJ取締役 株式会社レビックグローバル非業務執行取締役	49,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	おお た よし くに 太 田 善 邦 (昭和38年7月25日生)	平成4年12月 当社入社 平成21年3月 当社第一教育本部 第3エリア長 兼人材育成部長 平成23年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼戦略統括グループ部長 平成24年3月 当社第一教育本部副本部長兼第3 エリア長兼企画戦略部長 平成26年6月 当社執行役員第一教育本部副本部長 平成27年6月 当社取締役第一教育本部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社SRJ取締役	18,000株
4	たけ した じゅん じ 竹 下 淳 司 (昭和40年1月29日生)	平成9年6月 当社入社 平成19年4月 当社第二教育本部事業推進室長 平成19年10月 当社第二教育本部高校運営室長 平成24年4月 当社第二教育本部第一学院高等学校 高萩校常務理事 平成25年4月 当社第二教育本部高校統括部長兼 高校事業部長 平成25年10月 当社第二教育本部副本部長兼高校 統括部長兼高校事業部長 平成26年4月 当社第二教育本部長 平成26年6月 当社取締役第二教育本部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・アイ・エス取締役	1,000株
5	※ あか がわ たく じ 赤 川 琢 志 (昭和44年5月29日生)	平成6年6月 当社入社 平成21年4月 当社統括支援本部人事部長 平成26年4月 当社統括支援本部総務人事部長 平成29年4月 当社執行役員統括支援本部長兼総務 人事部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 株式会社エヌ・アイ・エス監査役 株式会社Genki Global監査役	1株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
6	てつ ばやし おさむ 鉄 林 修 (昭和28年11月14日生)	<p>昭和51年4月 日清食品株式会社入社</p> <p>平成17年6月 同社取締役マーケティング部長</p> <p>平成19年6月 同社取締役人事部長</p> <p>平成20年10月 日清ホールディングス株式会社 取締役C A O (総務責任者)</p> <p>平成22年6月 同社上席執行役員 欧州総代表 (ドイツ日清、ハンガリー日清社長)</p> <p>平成24年6月 同社常勤監査役</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 井村屋株式会社常勤顧問</p>	— 株

(注1) ※印は、新任の取締役候補者であります。

(注2) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注3) 社外取締役を除く各取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。

- (1) 取締役候補者生駒富男氏は、当社における主要な事業部門での豊富な経験や取締役としての経験を積み、平成21年から代表取締役社長として当社取締役会の議長を務めており、経営に関する知見を有していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 取締役候補者井尻芳晃氏は、長年当社の管理部門から経営に携わるとともに新規事業やM&A等においても豊富な経験と見識を有し、当社の重要な業務執行の意思決定においてその手腕を発揮してきていることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 取締役候補者太田善邦氏は、当社の学習塾事業部門を中心に豊富な経験と見識を有し、民間教育事業にも精通し、基盤事業を支える戦略の立案と成長の加速を通じて当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 取締役候補者竹下淳司氏は、当社の高校・キャリア支援事業部門を中心に豊富な経験と見識を有し、民間教育事業にも精通し、既存事業の収益力強化と新たな事業の展開を通じて当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (5) 取締役候補者赤川琢志氏は、当社の管理部門において総務・人事を中心に豊富な経験と見識を有し、また当社連結子会社の監査役としての経験も通じてコーポレートガバナンスやリスクマネジメントの充実といった側面からも当社グループの企業価値向上に寄与できると判断していることから新たに取締役として選任をお願いするものであります。

(注4) 鉄林修氏は、社外取締役候補者であります。

(注5) 鉄林修氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティングや海外での事業経営、事業戦略に関する豊富な経験に加え、人事や総務といった管理部門での経験を通じて幅広い知見を有しており、当社のグローバル化をはじめ、経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注6) 鉄林修氏は、平成27年6月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会最終の時をもって2年になります。

(注7) 当社は現行定款第28条第2項の規定に基づき、鉄林修氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結しており、同氏の再任により当該契約を継続する予定であります。

(注8) 鉄林修氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

社外監査役住田裕子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ なるせかずこ 成瀬圭珠子 (昭和37年11月4日生)	昭和60年4月 全日本空輸株式会社入社 平成3年8月 矢矧コンサルタント株式会社入社 平成10年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成12年4月 弁護士登録 林田総合法律事務所所属（現任） 現在に至る  (重要な兼職の状況) 東京エレクトロニクス株式会社社外監査役	－株

(注1) ※印は、新任の監査役候補者であります。

(注2) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注3) 成瀬圭珠子氏は、社外監査役候補者であります。

(注4) 成瀬圭珠子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注5) 成瀬圭珠子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注6) 当社は、成瀬圭珠子氏の選任が承認された場合には、現行定款第36条第2項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

(注7) 成瀬圭珠子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現対応策」といいます。）を継続いたしました。

現対応策は、本定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了となります。

これを受けて、当社は、当社を取り巻く事業環境や情勢の変化等を踏まえ、現対応策を一部修正したうえで、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本対応策」といいます。）を3年間更新することを、平成29年5月12日開催の当社取締役会で決議いたしました。

つきましては、本対応策の更新をお願いするものであります。

なお、本対応策の合理性・公正さを確保するための措置として、独立委員会を設置し、3名の独立委員会委員を選任する予定としておりますが、うち2名につきましては、第2号議案、第3号議案が承認可決され、当社社外取締役、当社社外監査役として選任されることを条件としまして、独立委員会委員として選任する予定です。

本対応策につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名全員が、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応策に賛成する旨の意見を表明しております。また、今期定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応策の有効期限を平成32年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までといたします。

なお、本日現在、当社株式等の大規模買付行為に関する申入れや提案等は、一切ありませんが、将来的にはその可能性も皆無ではないと考えています。現対応策の導入時の情勢と比較してみても、大規模買付行為は、未だ株主の皆様に対して十分な情報や判断の機会が与えられずに進められる場合があります。このような状況下、昨今の敵対的買収及びこれに対する対応策の議論の状況や他社の動向等も勘案して検討した結果、大規模買付行為が開始された場合、株主の皆様に対し十分な情報を提供するとともに、株主の皆様判断の機会を確保するために、当社取締役会において更新の決定に至ったものであります。

また、平成29年3月31日時点における当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおりであります。当社の株主の分布状況は個人の株主を中心に広範にわたっております。従って、今後も、当社の発行する株式の流動性が増し、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

本対応策の更新に伴い、現対応策から見直しを行った主な内容は次のとおりです。

- ① 対抗措置を新株予約権無償割当てに限定したこと
- ② 大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等が保有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記したこと
- ③ その他文言の修正

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

## II. 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

### 1. 当社の教育理念・経営理念及び企業価値の源泉

#### (1) 教育理念

当社は、1976年（昭和51年）「学研塾」（学習塾・現第一ゼミナール）の創業以来、幼児から高校生ままでを対象とする教科学習指導・進学受験指導並びに能力開発指導と生徒への働きかけを契機とした独自の意欲喚起教育に基づいた学力指導を行う「学習塾事業」、広域通信・単位制高等学校の運営及び在学生の教科指導・進路指導や社会人対象の資格取得及び国の検定である高等学校卒業程度認定試験合格のための受験指導を行う「高校・キャリア支援事業」を主たる事業として営み、さらに、英語教育や学童保育を通じて幼児期から英語での本物のコミュニケーション能力を育む幼児教育、速読を当社独自で応用・研究して開発した速読速解システム等の提供やICT機器アプリ、ネットワーク等のソリューションサービスのワンストップでの提供を行うICT教育・能力開発事業、企業向け社員教育コンテンツの開発・販売を行う企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発事業を展開してまいりました。

また、直近では「学習塾事業」において英語教育の変革に対応した指導を行うとともに「高校・キャリア支援事業」において海外からの留学生を対象に日本語の学習指導や学習支援を行うほか、新たにランゲージサービス事業として通訳・翻訳等の語学サービスや語学力の高い人材の派遣等を行うなど事業分野を拡大しております。

こうした取組みの根底には、一人一人の生徒を育むことを重視する「1／1の教育」という当社独自の教育理念があります。当社は、上記の教育事業全般において、教育とは単に生徒の学力をアップさせる（教える）ことにはとどまらず、生徒の年齢や性別、能力等に応じて社会で活躍できる人（社会に貢献できる人）となれるように「育む」ことが重要と考えているものです。

このように、当社は、上記の教育理念のもとに、一貫して教育（人づくり）の分野で事業を展開してきたものであり、生徒・保護者と当社指導スタッフとの間でこれまでの指導実績（生徒の希望進路実現や成績向上などの成果）に裏打ちされた強固な信頼関係を構築するのは勿論のこと、地域に根差し、生徒を地域とともに育む教育を実現してきたことに加えて、ICTの著しい進歩に対応したサービス提供や複雑な世界情勢を踏まえて求めら

れるグローバル人材育成のためのサービス提供が、顧客からの一層の支持信頼の拡大に寄与してきております。これらの施策の結果として、他社との差別化が図られ、それぞれの分野で、また現状展開している地域での確固たる地位を築き、そのネットワークの拡大に努めてきております。

## (2) 経営理念

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」を経営理念としており、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」ことをコーポレートビジョンとして掲げております。

教育事業を行う企業として、その企業価値を高めるためには、顧客の満足度を高めることが重要であり、そのためには多様化する顧客のニーズに応え続け、「顧客への貢献」を実現することが必要です。そして、当社の教員（社員）の教える能力と育む能力が高くなければ、期待される教育成果が上がらず、結果として顧客の満足は得られません。そのため、当社社員の能力を高めることが必要不可欠であり、当社は社員の成長に貢献すること「社員への貢献」が必要となります。高い能力を有する社員は、顧客の満足度を高め、当社の業績の向上をもたらし、企業価値を高めることとなります。

また、当社は、広域通信・単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという役割を果たしており、各地域において健全な公教育の運営の一翼を担っていくために、単に短期的な利益の実現を目指すのではなく、中長期的な経営の安定と社会的貢献の視野に立った経営を行うことが必要となります。そして、当社がかかる公共的使命を果たすことにより社会的認知度と顧客信頼度を高め、「社会への貢献」を実現していくことが、当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

## (3) 企業価値の源泉

顧客ニーズに対応した学力向上や上級学校への進学実績はもとより、「1／1の教育」という当社独自の教育理念に基づいて子供の将来を見据えた教育を行うことは、新たな教育市場を創出するとともに、他の教育事業者との差別化を図ることによって、当社の企業価値を高める要因となり得るものと考えております。

当社が、かかる教育理念に基づいて教育事業を展開し、「顧客への貢献」、「社員への貢献」を実現するとともに、公教育の一翼を担うものとして「社

会への貢献」を実現することによって経営理念を実現することができれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

また、当社及び当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）が、持続的な成長を実現していくためには、1976年（昭和51年）の創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役務提供能力（教養育む能力）並びに生徒・保護者及び地域社会その他の利害関係者との間に築かれた適切な信頼関係を維持することが必要不可欠であり、さらに、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要です。かかる挑戦を担うのは、当社が培ってきた、また、今後も経営理念に基づいてその成長を促していく社員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、こうした教育理念、経営理念、社員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

## 2. 企業価値向上への中長期的な取組み

### (1) 中長期的な事業展開と企業価値向上

#### ① 中長期的な取組みの方向性

当社は、以上の経営理念、教育理念のもと、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究してきております。その取組みの基本スタンスは、理念の理解、共有に全社員で取組み、すべての業務に共通する行動規範ならびに行動ベクトルを共有し、各地域での信頼獲得と生徒数拡大を目指していくというものです。

#### ② 各事業分野での具体的施策

当社は、常に中長期的な視野を持って、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の充実を図るとともに、幼児教育、ICT教育・能力開発事業、企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発事業、ランゲージサービス事業を拡大し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図ってまいります。また、今後の経営基盤をより一層強固なものとするため既存事業の充実と合わせて積極的に新分野に挑戦することで競合優位に導く施策を実施し、これによって高いレベルで

の顧客の満足と社員の満足の両立と企業価値の向上を実現してまいります。そして、成果として得られた企業業績の向上による価値を株主・顧客・社員に対し還元していくことで、さらなる企業価値創造に結びつけてまいります。

（「学習塾事業」部門）

学習塾事業においては、集団指導や個別指導といった、生徒・保護者の多様な教育ニーズに応え得るサービスの提供を拡充するとともに、中学受験・高校受験・大学受験と一貫して、最新の脳科学の研究成果を活かした独自の教育プログラムである意欲喚起教育により学力の向上と人間力の成長を図る教育手法で成績向上に柱を置いた指導を実現しております。また、顧客満足度向上のため、当社指導スタッフへの指導研修強化を行い、授業品質向上をはじめとする教育サービス全体の品質向上を目指した各種施策と、顧客ニーズの高い個別指導校舎の出店戦略に加え、英語教育の変革への対応、理系・医系分野の魅力あるブランドやコースの設置、ICTを活用した指導スタッフのサポート・システムの拡充により、競合力の強化と人材の育成を図りつつ、一層の認知拡大と収益の拡大に結びつけてまいります。

（「高校・キャリア支援事業」部門）

高校・キャリア支援事業においては、通信制高校の特性を活かしつつ、ICT教育の本格的な推進と時代の要請に合った魅力あるコースの拡充を図ってまいりました。特に異業種パートナーとの提携による、芸能、スポーツ、ファッション、美容、ゲーム・コンピュータ、映像制作、アニメ・イラスト・デザイン、保育・福祉・医療、ウェディングプランナーなど多様な顧客ニーズに対応したコース展開は、楽しい授業と感動発信が評価され、新しい生徒募集ルートの開拓にもつながってまいりました。今後は、平成28年4月に完全子会社化した株式会社エヌ・アイ・エス、平成29年1月に完全子会社化した株式会社Genki Globalを通じて、アジアのみならずヨーロッパ諸国からの日本語学習者・留学生を対象とした世界規模での日本語教育サービスを展開し、競合他社との更なる差別化を図ってまいります。

（その他）

その他においては、学校英語の枠組みとは異なった本物のコミュニケーション能力を育む教育スタイルを実践し、英語教育の早期化及び学童保育のニーズに応える幼児教育、速読を当社独自で応用・研究し、小学

生から社会人までの幅広い年齢層を対象に速読力を鍛える速読速解システム等の製作・販売やICT機器やアプリ、ネットワークを用いたソリューションサービスをワンストップで提供し、当社グループのみならず学びの環境づくりをサポートするICT教育・能力開発事業、企業向けeラーニングサービスを展開し、学習スタイルや学習方法に応じた最適な教育の開発と学習環境のプロデュース、ナレッジ継承のための社員教育コンテンツの開発・販売を行う企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発事業を当社グループ全体で提供してまいりました。

なお、平成28年9月には株式会社吉香を完全子会社化し、通訳・翻訳及び語学力の高い人材の派遣等のサービス分野に進出しており、英語、ICTほか新たなビジネスモデルの展開による積極的な市場開発を目指してまいります。

### ③ 当社事業モデルの社会的価値について

上記のような具体的な施策は、すべて社会で活躍できる（社会に貢献できる）人づくりという観点から策定されたものであります。世界経済は、英国のEU離脱問題や新興国に由来する減速懸念、米国大統領選挙後の政策内容の不確実性など景気の先行きが不透明な状況にあります。また、国内経済は経済対策や金融政策から緩やかな回復基調である一方、少子化が社会的な問題であるなど将来への不安感も依然として大きく、政府が「一億総活躍社会」を掲げる中で、顧客にさまざまな選択肢を用意し、幅広い分野で活躍できる人材を育成する当社の事業モデルは社会的見地からも社会性・公共性を含んだ、意義の大きい施策と言えます。また、キャリア教育が欧米に比べて不十分なわが国の公教育を補うことはもとより、さらに将来に向けて夢を持ち続ける子供たちの支援活動という意味で、極めて公共性の高い事業でもあります。

## (2) コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、株主及びステークホルダーの皆様のご信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。

当社はコーポレートガバナンス充実策の一環として、企業の事業経営、事業戦略に関する豊富な経験がある社外取締役と弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い識見を有する社外監査役2名を選任しております。また、取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関

する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに、取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

また、当社はコンプライアンスの徹底策として、平成18年5月19日に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおり、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

コーポレートガバナンスに関する詳細は、以下の当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.with-us.co.jp/topics/pdf/corporate.pdf>)

以上、これらの中長期的な取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものと考えます。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応策更新の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取組みとして更新されるものです。

上記のとおり、当社グループが、経営理念（上記Ⅱ 1 (2)をご参照下さい。）を実現させるとともに、企業価値を向上させるためには、専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役員提供能力（教育育む能力）、生徒・保護者及び地域社会その他の利害関係者との間に築かれた適切な信頼関係を維持すること、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造を行うことが必要不可欠です。これらが、当社株式等の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀

損されることとなります。

また、当社は広域通信・単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという公共的役割を果たしており、当社株式等の大規模買付行為を行う者が公共的使命についての認識を共有しないとすれば、当社グループの社会的信頼を損ね、当社の企業価値を毀損する結果につながる可能性もあります。

さらに、外部者である買付者からの当社株式等の大規模買付行為の提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

以上より、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受けること、また、代替案の提示を受ける機会の確保につながり、これにより株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止するものと考えております。

なお、当社の株主構成において、当社創業者及びその関係会社と関係者（以下、「当社創業者関係者ら」といいます。）の当社株式の保有割合は、現在、合計で23.38%であります。その保有割合が50%を下回っていることに鑑みますと、今後、当社株式に対して企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大量買付行為が行われる可能性は十分に有り得るものと認められ、また、当社創業者関係者らの保有割合も譲渡又は相続等各々の事情に基づき減少していく可能性も否定できません。

以上の次第で、大規模買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本対応策を更新することいたしました。

## 2. 本対応策の対象となる当社株式等の買付行為

本対応策の対象となる当社株式等の大規模買付行為とは、特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株式等<sup>3</sup>の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

---

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は②当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は②特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株式等保有割合又は株式等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

### 3. 大規模買付ルールの概要

本対応策における大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会（下記4.（1）にて定義いたします。以下同じ。）を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というものであり、その具体的内容は以下のとおりです。なお、本対応策に関する手続の流れにつきましては、別紙2にその概要を図の形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

#### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にてご提出いただきます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会（本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成され、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置の発動の是非について、当社取締役会の諮問に対して勧告を行います。詳細は下記5.（1）をご参照下さい。以下同じ。）が妥当と認める文言とします。

- ① 大規模買付者の名称及び住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要

#### (2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主及び投資家の皆様の判断並びに取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたしますので、大規模買付者には、リストに従って十分な情報を日本語で当社に提供していただきます。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は

大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、ならびに当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
  - ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただく場合があります。）
  - ③ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
  - ④ 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項及び内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑤ 大規模買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を含みます。）
  - ⑥ 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
  - ⑦ その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- 大規模買付情報のリストの交付後、大規模買付者には、当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の大規模買付情報を提供していただき、当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします（以下「大規模買付情報提供期間」といいます。）。もっとも、

大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は上限を30日間とします。）。他方、当社取締役会は、大規模買付情報提供期間満了前であっても大規模買付情報の提供が完了した場合には、直ちに大規模情報提供期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。大規模買付者から提供された大規模買付情報が十分か否か、当社取締役会が要求した大規模買付情報の内容・範囲が妥当か否か、大規模買付情報の提供が完了したと判断できるか否か、及び大規模買付情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会の勧告等（下記Ⅲ. 5. (2)に定義いたします。以下同じ。）を最大限尊重した上で決定いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実等を、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報につき、当社取締役会が株主及び投資家の皆様の判断のために必要であると認めた場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合または大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「大規模買付情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

### (3) 当社取締役会における評価・検討、意見の開示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後、または下記4. (3)により株主意思確認総会を開催する場合には株主意思確認総会終了後、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされた後のみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項に

について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を受けながら、当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益を向上させるものか否かという観点から、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記4. に記載の当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、必要な範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします（ただし、延長の期間は上限を30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置は、新株予約権無償割当てとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、及び対抗措置発動の適否については、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。

なお、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合でも、当社取締役会は、下記(3) b. に定める要領（ただし、かかる場合、下記(3) b. に記載する独立委員会に対する諮問を行わないこともできるものとします。）に従って当社株主総会（以下「株主意思確認総会」とい

います。)を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

a. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。ただし、下記 b. または c. に該当する場合を除くものとします。

b. 取締役会による対抗措置発動の場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断した場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため、当社取締役会の決定により、対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者による当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合でも、当社取締役会は、下記(3)b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

- ① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で当社の株式等を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)である場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業活動に必要な資産、知的財産権、ノウハウ、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に廉価で移譲させる等、いわゆる焦土化経営を

行う目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社のグループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者である場合
- ⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付け等の株式等の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値の維持向上のため不可欠な生徒を始めとする顧客、取引先、従業員、地域社会等との信頼関係が害され、当社企業価値ひいては当社株主の共同の利益の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

c. 株主意思確認総会による意思確認

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会が、（i）上記b. の①ないし⑦に該当するおそれがあるなど、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあると判断した場合、（ii）大規模買付行為における株式等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれに限られない。）が当社の企業価値に照らして不十分または不適切であると判断した場合、（iii）その他対抗措置の発動につき株主の皆様のご意思を確認するのが相当であると判断した場合には、下記(3) b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。ただし、株主意思確認総会の招集に先立って、独立委員会現

任委員の全員の一致によって、当該株主意思確認総会を招集する必要がない旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従うものとします。なお、当社取締役会が大規模買付者の提案が株主共同の利益を向上させる提案であると判断した場合には、株主意思確認総会で株主の意思を問うまでもなく直ちに對抗措置の不発動を決議するものとします。

(3) 對抗措置を講じる場合の手続

- a. 上記4. (1)に記載のとおり当社取締役会の決定により對抗措置を講じる場合、並びに上記4. (2) b. に記載のとおり当社取締役会の決定により對抗措置を講じる場合には、對抗措置を講じるに先立ち、当社取締役会は對抗措置の発動の是非について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、当社取締役会に対して勧告等を行うものとします。これを受けて、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、對抗措置を発動するか否かについて、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。当社取締役会は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会は、上記の勧告等を行うに際し、對抗措置を発動すべきか否かについて株主意思確認総会を招集すべきである旨の勧告を行うことができるものとします（以下「株主意思確認総会招集勧告」といいます。）。独立委員会から株主意思確認総会招集勧告があった場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、4. (3) b. に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、對抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくものとします。

- b. 上記4. (2) c. または上記4. (1)なお書きあるいは上記4. (2) b. なお書きに記載のとおり株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集するに先立ち、当該株主意思確認総会開催の是非について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該諮問事項について、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、独立委員会現任委員の全員が当該株主意思確認総会の開催を不要と判断したときは、当社取締役会に対して株主意思確認総会の開催を不要とする旨の勧告（以下「株主意思確認総会不要勧告」といいます。）を行うものとします。

ただし、独立委員会は、一旦株主意思確認総会不要勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものとします。

株主意思確認総会不要勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとします。

この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

株主意思確認総会不要勧告がなされなかった場合（株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告がなされた場合を含みます。）には、当社取締役会は以下の要領に従って、株主意思確認総会を開催するものとします。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を定め、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ③ 株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によって決するものとします。
- ④ 当社取締役会は、株主意思確認総会において発動の是非を御判断いただくべき対抗措置の内容を、事前に決定の上、公表します。
- ⑤ 大規模買付者は、株主意思確認総会が終結し、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは当社株式等の買付を開始してはならないものとします。なお、大規模買付者が当社取締役会決議時までには当社株式等の買付を開始した場合には、当社取締役会は、上記4.（1）の定めに従い、対抗措置を発動することができるものとします。
- ⑥ 株主意思確認総会の結果はその決議後速やかに開示するものとしたします。

対抗措置の発動が承認された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会の決議に従って、遅滞なく対抗措置の発動を決定するものとしたします。

- c. 対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てをする場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件としたり、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

## 5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

### (1) 独立委員会の設置

本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社は、独立委員会規程（概要につきましては別紙4をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。

なお、現在の独立委員会委員3名のうち社外監査役である若松弘之氏は本対応策への更新後も引き続き独立委員会委員として就任予定であり、また第2号議案が承認可決された場合に当社社外取締役に再任予定の鉄林修氏、第3号議案が承認可決された場合に当社社外監査役就任予定の成瀬圭珠子氏が新任の独立委員会委員に就任予定です（略歴につきましては別紙5に記載のとおりです。）。

また、独立委員会の委員に異動が生じた場合には、当社取締役会は、その旨を速やかに開示いたします。

### (2) 独立委員会の勧告等の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付ルールが遵守されている場合でも当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす当社企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか、また、対抗措置の発動の是非、一旦発動した対抗措置の停止の是非等本対応策にかかる重要な事項及びその他本対応策にかかる事項（以下「諮問事項等」といいます。）について、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、大規模買付者が出現した場合において、当社取締役会は諮問事項等について、独立委員会に諮問又は照会を行います。独立委員会は、諮問事項等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告または意見（以下「勧告等」といいます。）を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

また、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

### (3) 対抗措置発動の停止等

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

反対に、大規模買付行為又はその提案に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて当該大規模買付行為に関する勧告等を求め、独立委員会の再勧告等を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

## 6. 本対応策の更新手続き、有効期間、廃止及び変更

本対応策の更新について本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同をいただけました場合、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応策の更新については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、①株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、必要に応じて本対応策に変更する必要があることがあります。原則として、株主総会において改めて出席株主の皆様のご賛同の過半数のご賛同をいただいた上で、変更するものといたしますが、本対応策の内容及びその趣旨を変えず、かつ、当社株主に不利益を与えないことが明らかな場合には、独立委員会の承認を得た上で、取締役会の決議により本対応策を変更する場合があります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

## 7. 本対応策が株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注目をお願いいたします。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役が上記4.に記載した対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。また、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。株主の皆様が新株予約権の行使期間内に金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。また、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項に従い新株予約権を取得することを決定した場合には、当該新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提出を求めることがございます。

上記のほか、割当方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様へ割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

IV. 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

1. 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記 I. に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、このような基本方針の考え方に沿って設計されるとともに、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」の第403条に定める尊重義務を全て充足しております。さらに、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計しているものであり、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本対応策を廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本対応策の更新及び廃止は、株主の皆様のご意思に沿うものとなっており、この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

### 3. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされております。

したがって、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 4. 本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されております。

また、当社取締役会は単独で本対応策の更新を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであると考えております。

以 上

### 当社の大株主の状況

平成29年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

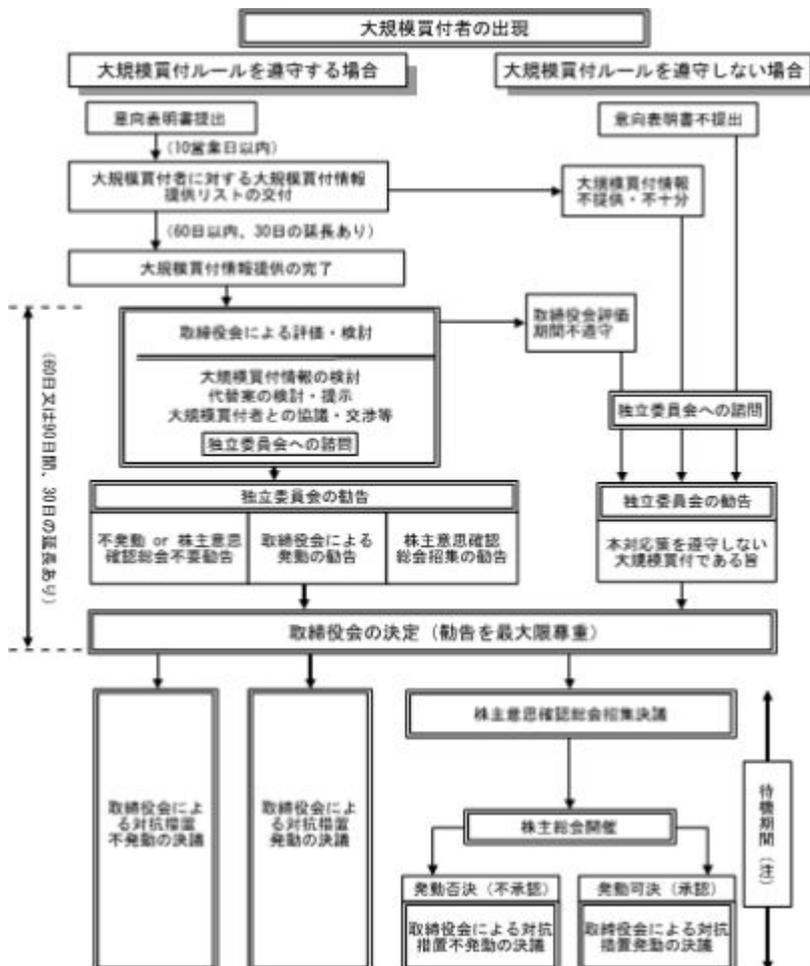
株 主 名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ヒントアンドヒット	1,238,000	11.86
株式会社増進会出版社	626,400	6.00
ウィザス社員持株会	547,752	5.25
堀川 直人	466,000	4.46
堀川 明人	466,000	4.46
堀川 一晃	271,000	2.60
株式会社明光ネットワークジャパン	267,900	2.57
株式会社みずほ銀行	267,000	2.56
株式会社市進ホールディングス	220,000	2.11
日本生命保険相互会社	217,000	2.08

(注) 上記のほか、当社が自己株式378,728株を保有しております。

なお、自己株式378,728株は株主名簿記載上の株式数であり、平成29年3月31日現在の実保有株式数は377,728株であります。

以 上

## 本対応策に関する手続の流れ



注： 待機期間とは、当社取締役会が本対応策Ⅲ. 4. (2) c. に従い株主意確認総会の招集決議をしたときから、本対応策Ⅲ. 4. (3) b. に定める要領にしたがって開催する株主意確認総会が終了し、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでの期間をいいます。

以上

## 新株予約権無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

#### (1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

#### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個を割り当てる。

#### (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）に行使を認めないことを新株予約権の行使条件として定める。その他行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要することとする。

(6) 当社による新株予約権の取得

(7) 大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）、新株予約権の行使ができない者以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。なお、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等が保有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととする。

(4) 新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が合理的に認める場合には、当社が別途定める日をもって、すべての新株予約権を無償で取得できる旨を定めることがある。

(7) その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- (1) 設置決議機関  
独立委員会は当社取締役会の決議により設置するものとする。
- (2) 委員
  - ① 員数  
独立委員会の委員（以下「独立委員」という。）は3名以上とする。
  - ② 資格  
公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。なお、有識者は、会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれに準ずる者とする。
  - ③ 任期  
独立委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (3) 決定の方法  
株主意思確認総会不要勧告の決定を除き、独立委員会における勧告等の決定は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。  
株主意思確認総会不要勧告の決定は、現任の独立委員全員の一致により行う。
- (4) 委員会の業務  
独立委員会は、大規模買付行為に関連して当社取締役会から諮問又は照会された事項について検討を行い、当社取締役会に対し、勧告又は意見する。勧告又は意見には、当該勧告等に至った理由及び根拠を付す。
- (5) その他  
独立委員会は、その職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴

本対応策更新時の独立委員会の委員は、以下の3名が就任予定であります。

鉄林 修（てつばやし おさむ）

昭和28年11月14日生まれ

昭和51年 4月	日清食品株式会社入社
平成17年 6月	同社取締役マーケティング部長
平成19年 6月	同社取締役人事部長
平成20年10月	日清ホールディングス株式会社 取締役C A O（総務責任者）
平成22年 6月	同社上席執行役員 欧州総代表 （ドイツ日清、ハンガリー日清社長）
平成24年 6月	同社常勤監査役
平成27年 6月	当社社外取締役（現）

若松 弘之（わかまつ ひろゆき）

昭和46年 9月20日生まれ

平成 7年 4月	監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ） 東京事務所（国内監査部門）入所
平成10年 4月	公認会計士登録
平成20年10月	公認会計士若松弘之事務所開設（現）
平成21年10月	千葉県行政改革審議会（平成26年 8月 千葉県行政改 革審議会委員に名称変更）委員（現）
平成21年11月	千葉県コンプライアンス委員会 委員（現）
平成22年 6月	当社社外監査役（現）
平成22年 8月	税理士登録
平成24年 6月	株式会社ミクシィ 社外監査役（現）
平成27年 6月	パイオニア株式会社 社外監査役（現）

成瀬 圭珠子（なるせ かずこ）

昭和37年11月4日生まれ

平成60年4月	全日本空輸株式会社入社
平成3年8月	矢矧コンサルタント株式会社入社
平成10年4月	最高裁判所司法研修所入所
平成12年4月	弁護士登録 林田総合法律事務所所属（現）

※上記3氏と当社の間、特別の利害関係はありません。

※当社は、鉄林修氏、成瀬圭珠子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 大阪市中央区西心齋橋1丁目3番3号  
ホテル日航大阪7階「フォントナ」  
TEL 06-6244-1111



●地下鉄御堂筋線・長堀鶴見緑地線心齋橋駅下車（⑧番出口）